平成２２年（フ）第１１５号
千葉県白井市南山１丁目９番１棟301号
債務者　松井孝太朗
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１１６号
千葉県白井市南山１丁目９番１棟301号
債務者　松井　糸乃
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１２７号
千葉県佐倉市大蛇町658番地７
債務者　平良眞喜子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１３３号
千葉県佐倉市上志津1080番地３
債務者　久保　伸二
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１３７号
千葉県白井市十余一43番地の105　桜台ハイツ203号
債務者　佐藤　優子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１３８号
千葉県白井市十余一48番地の183
債務者　京谷　京子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１４７号
千葉県成田市本城140番地10　Ａ―103
債務者　鈴木　一男
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１４９号
千葉県八街市八街は７番地172
債務者　佐藤　幸司
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１５２号
千葉県成田市川上245番地1064
債務者　山口　清一
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１５４号
千葉県成田市囲護台1249番地１　スイートハイツミツハシⅡ203
債務者　中原　正人
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２号
京都府船井郡京丹波町下山茨堂50番地37
債務者　古屋　裕子（旧姓外尾）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第５５４号
北海道江別市東野幌本町20番地の２　白樺マンション203号
債務者（破産者）　赤坂　正樹
1　主文　当裁判所が平成22年３月30日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき「北海道江別市東野幌本町20―２　白樺マンション203―203号室、住民票上の住所北海道江別市萌えぎ野中央７番地の６」とあるのを「北海道江別市東野幌本町20番地の２　白樺マンション203号」と更正する。
2　決定年月日　平成22年６月２日
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２１年（フ）第２８６０号
愛知県半田市住吉町３丁目93番地の１
破産者　有限会社エビ香房
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６９号
三重県桑名郡木曽岬町大字和富５番６
破産者　有限会社佐々木工作所
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
三重県桑名郡木曽岬町大字三崎627番地３
破産者　佐々木利春
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１７１号
三重県桑名郡木曽岬町大字三崎627番地３
破産者　佐々木　潤
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２５８号
三重県桑名市八幡町86番地　愛和荘１号
破産者　加藤　信男
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係